

日英デジタル・パートナーシップ

概要

1. 日本国総務省、経済産業省及びデジタル庁並びに英国デジタル・文化・メディア・スポーツ省（以下「日英関係省庁」という。）は、意欲的かつ包括的なデジタル・パートナーシップの立上げを決定した。
2. この二国間のパートナーシップは、2019年の日英共同声明、2020年の包括的経済連携協定（CEPA）及び2022年5月4日のデジタル分野における協力を深化させるために日英関係省庁で発表した日英共同のコミットメントに示された、日英関係省庁の現存する深遠で歴史的なパートナーシップを基礎とする。
3. この文書においてその概要を示す日英デジタル・パートナーシップ（以下「本パートナーシップ」という）は、日英関係省庁が共同してその市民、企業及び経済のために具体的なデジタル政策の成果を提供するための戦略的枠組みとしての役割を果たす。
4. 本パートナーシップは、法的拘束力のある義務を構成又は創設するものではなく、また、法的拘束力のある義務を構成又は創設することを意図したものではない。本パートナーシップのいかなる規定も、日英関係省庁間の既存の合意に対し、変更または影響を及ぼすものではない。
5. 日英関係省庁は、前項の規定の一般性を毀損することなく、本パートナーシップが国際協定とはみなされないこと及び国際法に支配される法的義務を構成又は創設しないことを認める。
6. 本パートナーシップの初期重点分野として、次の4つの柱に取り組む。
 - a. デジタルインフラ及び技術
 - b. データ
 - c. デジタル規制及び標準
 - d. デジタルトランスフォーメーション

背景

7. 日英関係省庁は、現在が急速な技術変化及び世界的なデジタルトランスフォーメーションの時期であることを認識する。新しい技術は人々の生活、研究、ビジネスの方法を再構成し、同時に社会のあらゆる方面に新しい挑戦と機会を提示している。
8. COVID-19のパンデミックは、デジタル技術が国家と世界の危機への対処に役立つ可能性を示した。また、多くの公共部門と民間部門にまたがるデジタルトランスフォーメーションを引き起こした。
9. 最近の国際的な諸課題は、デジタル分野におけるオープンで民主的な価値を保護し擁護する必要性を強調してきた。
10. 日英関係省庁は、言論の自由、民主主義及び法の支配を含む基本的価値

を共有する。日英関係省庁は、技術の進歩の最前線に立ち続けることを相互に支援し、そのような価値に合致する世界的な規範及び基準の確保に貢献することができる。日英関係省庁は、データ駆動型技術が、イノベーションを普及させ、生産性を向上させ、社会的、経済的に大きな利益をもたらす強力な力になり得ると信ずる。

11. 日英関係省庁は、より強靱で多様な通信サプライチェーンを構築すること、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を支持し不必要なデータローカライゼーション措置に反対すること、デジタル技術標準が業界主導のオープンで透明性のあるマルチステークホルダーの環境で策定されることを確保すること、市民を有害なオンラインコンテンツから保護すること、サイバー攻撃に対する強靱性を高めること、サプライチェーンの強靱性のような半導体部門における共通の課題に対処すること、そしてデジタル市場が自由、公正、かつ競争的であり続けることを確保することの必要性について具体的に一致している。
12. 日英関係省庁は、多国間会合の場における緊密な協力を通じて、デジタル政策に関する世界的な議論に影響を及ぼすという共通の意欲を共有する。
例えば、
 - a. 日英関係省庁は、2021年における英国のG7議長国としての成功を基礎として、2023年に日本がG7議長国を務めるG7や、経済協力開発機構（OECD）のような他の多国間会合を通じて、開かれた社会を擁護し、グローバルな課題に取り組むためにデジタル技術の利益を活用し続ける。
 - b. 日英関係省庁は、特に日英がITU理事会のメンバーとしての役割を果たす2023年から始まる会期中、ITUにおける建設的な取組を継続する。
13. 本パートナーシップは、既存の協力取決めを補完し、また基礎とする。
例えば、2022年3月、日英関係省庁は、グローバルな電気通信サプライチェーンの問題を解決するために、より緊密な協力を追求することを決定した。これには、日英関係省庁が政策イニシアティブに関する情報を共有し、共同研究開発プロジェクトの機会を探求し、日英企業間の関与を促進することにコミットした、サプライヤ多様性ワーキンググループが含まれる。

ガバナンス

14. 本パートナーシップは、本パートナーシップの範囲及び目的を指示するための新たな年次大臣級会合（日英デジタル・カウンスル）並びに年次高級事務レベル会合（局長級；日英デジタル・グループ）を設置し、個別の議題に関するガバナンス及び実務的討議のための適切な取決めを行う。

15. 英国側の取組みは、デジタル・文化・メディア・スポーツ省が主導し、必要に応じて政府デジタル・サービス（GDS）およびその他関係機関からのインプットがある。
16. 日本側の取組みは、必要に応じて他のすべての省庁からのインプットを得て、総務省、経済産業省及びデジタル庁が共同で主導し、総務省が調整する。
17. 必要に応じ、日英関係省庁は、既存の CEPA 実施委員会を通じて、関連するデジタル政策の問題を提起し続ける。
18. 本パートナーシップの範囲及び目的は、日英関係省庁により広範な利害関係者の参加を通じて周知される。
19. 日英関係省庁は、本パートナーシップの成果が社会のすべての領域にもたらされることを確保するため、デジタル経済の繁栄の鍵となる全ての産業界、学界及び市民社会団体との更なる共同参画をもっていく。
20. 日英関係省庁は、本パートナーシップの実施に当たり、機微な情報の取扱い及び処理のための高いセキュリティ基準及び強固なガバナンス体制を維持する。
21. 最適な協力のための枠組の範囲、目的及び手段は、国内的及び国際的な変化に応じて見直される。

デジタル・パートナーシップ：戦略枠組

22. 本パートナーシップは、日英関係省庁間の協力のための一般的な枠組みを提供する。日英関係省庁間の長期的な協力の範囲は、技術の進歩、変わりゆく地政学的状況、及び日英関係省庁において変わりゆく政策の指向性に応じて、反復的な精緻化及び拡大の対象となる。
23. 本パートナーシップの中核的な目的は、次のとおり。
 - a. デジタル及びデータに関する政策上の優先事項に関する二国間の協力を構築し、加速し及び深化させること。
 - b. 日英関係省庁の市民、ビジネス及び経済により良い結果をもたらすために、政策に関する知識、専門知識及び資源を共有すること。
 - c. 多国間会合（例えば、G7、G20、OECD 等）及びマルチステークホルダー会合を含む、世界的なデジタル政策に対する自由で責任ある、安全で強靱なアプローチを促進するための活動を調整すること。
 - d. データの越境移転のような世界的なデジタルの主要課題に対する実用的な解決策を共同で仲介すること。
 - e. デジタル活動の影響を最大化するためにインド太平洋地域を含む第三国及び地域における共同作業を強化すること。
 - f. 例えば英国及び日本のビジネスを促進するための規制の連携及び相互運用性を奨励するなど、日英の経済間の技術貿易及び投資の

- ためのより強固な基盤を創出すること。
- g. 教育、技能、運輸、住宅、文化、芸術及び気候変動への取組みを含む分野におけるデジタル変革のより広範な利益が、英国及び日本において実現されることを確保すること。

共同作業

24.本パートナーシップは、次の各柱を提供する。

第一の柱：デジタルインフラ及び技術

ベンダ多様化

- a. 世界のテレコムサプライヤ市場は、様々な商業的および技術的要因のために、継続的な基盤強化を経てきた。
より競争的で多様なサプライヤ市場を刺激することは、日英のネットワークの強靱性、革新性及び効率性を高める。
サプライヤ市場の長期的かつ持続可能な変化を推進するためには、各国政府間の国際協力と政策協調が必要である。
- b. 日英関係省庁は、以下のために多方面で協力する：
 - i. 強靱なサプライチェーン、イノベーションの促進、エネルギー効率、将来のための費用対効果及び強固なセキュリティの全体的な価値を実現すること、
 - ii. 新たなサプライヤを惹きつけ、世界規模のテレコムサプライヤエコシステムを拡大することを支援することを通じ、5Gのテレコムサプライチェーン及びその次の通信企画におけるベンダの多様性を増大させること、
 - iii. 進行中及び今後の政策及び研究に関する情報を共有すること、
 - iv. 標準化支援における協力を含め、相互運用可能な技術に関するより広範な国際的合意を構築するに当たり、日英関係省庁が相互に支援する方法について討議すること。
 - v. 英国と日本の産業間の効率的で長期的な関与の道を発展させること、
 - vi. Open RAN 及び vRAN のような相互運用可能な技術の発展を支援するための共同研究開発イニシアティブを発展させること、
 - vii. 日英関係省庁の参画も含めた、日英の研究機関間の協力分野及び相互支援を探求すること、
 - viii. 将来の電気通信及びビヨンド 5G/6G 以降の技術の発展を支援するための共同イニシアティブを発展させること。

サイバーレジリエンスの向上

- a. サイバーレジリエンスとは、組織がサイバー攻撃やセキュリティ侵害に

備え、それに対応し、それから回復する能力である。

サイバーレジリエンスは、経済の成長と繁栄とともに、事業の強靱性と事業継続の鍵である。

- b. サイバー空間における脅威のさらなる複雑化に対処するため、日英関係省庁は、二国間で、国際標準化団体において及びサイバーセキュリティ問題に関連する多国間の場において協力することにより、その解決を追求する。また、日本の「Society 5.0」構想及び「サイバーセキュリティ戦略」並びに英国の「ナショナル・サイバー戦略」においてそれぞれ想定される、より強靱性のあるサイバー環境の実現を確保する。これらの目標を達成するため、日英関係省庁は、関係する多面的な組織及び部門の間の緊密な協力を通じて、以下のようなイニシアティブを推進する。
 - i. セキュア・バイ・デザイン: IoT 製品のセキュリティ及びアプリのセキュリティ及びプライバシーの改善。これには、ISO 及びその他の関連する標準化団体における IoT セキュリティ基準及びガイドラインのための情報共有及び標準化活動を促進するための協力を含む。
 - ii. サイバーレジリエンスの強化。これには、民間部門のサイバーセキュリティを改善するためのインセンティブ及び規制に関するベストプラクティスの交換が含まれる。
 - iii. サイバースキルの構築及びサイバーのプロフェッショナル育成。
 - iv. 国民、企業及び地域社会を保護するためのコネクテッド・プレイス/スマートシティのサイバーレジリエンスを促進するための情報共有。
 - v. デジタル・サプライ・チェーンの強化: デジタル・サービス・プロバイダ（「システム・インテグレータ」）及びセキュアでないソフトウェアに関連するサイバーセキュリティ・リスクへの対処
 - vi. データセンター及びクラウドを含むデータ・インフラストラクチャのセキュリティ及び強靱性の確保

半導体

我々の経済にとって半導体が重要であるとの観点から、日英関係省庁は、以下のイニシアティブを共に推進する。

- a. **半導体の安定供給の確保**：最近の供給不足は、サプライチェーンの脆弱性と他の部門における依存の範囲を浮き彫りにした。
日英関係省庁は、日本の G7 議長国期間を含め、強靱性を強化するための協調的な取組について検討する。
- b. **半導体の安定供給の確保**：重要な基盤技術として、半導体は技術エコシステムにおいて地政学的に重要な位置を占めているだけでなく、センシティブなアプリケーションと幅広いアプリケーションの両方にサイバーセキュリティ問題を提示している。
- c. **日英関係省庁の相乗効果を高めること**：日英関係省庁は、研究開発協

力、技能交流及び産学連携の強化等の分野における実際的な協力を通じて、この分野における日英関係省庁の相乗効果を高める。

AI

- a. 日英関係省庁は、信頼できる人間中心の責任ある AI の開発及び応用を支援するため緊密に協力する。日英関係省庁は、人権及び民主主義の原則に関する共有された価値が AI の原則及びガバナンスの枠組みを形成することを確保する。日英関係省庁は、世界市場の分断を防止し、相互運用性を確保し、責任ある AI 開発を促進するため、多国間会合で引き続き調整を行う。
- b. 特に、日英関係省庁は、次を行う。
 - i. 国際場裡、特に GPAI、OECD 及び欧州評議会における協力を深めること。
 - ii. G20 の AI 原則及び OECD の AI 原則の実施状況に関する情報を交換すること。
 - iii. 英国の AI 標準ハブのようなイニシアティブを通じたものを含め、AI 標準に関する協力の機会を探求する。
 - iv. AI に関する政策の改善のための情報を共有し、志を同じくする国際的なパートナー間の調整を促進する。

第二の柱：データ

- a. **データフローの推進**：データの安全な国際フローを維持、拡大、促進し、信頼性のある自由なデータ流通のイニシアティブを推進する。
- b. **規制協力**：両国の企業及び国民に規制の確実性を提供するため、両国のデータ保護規制当局間の協力を支持し、日英関係省庁が二国間及び多国間の場において規制に係る協力を促進する更なる機会を探求する。
- c. **データ・イノベーション**：データ・イノベーションに関する相互協力の機会を探る（例えば、Privacy Enhancing Technologies (PETs)、日本の Trusted Web Initiative のような分散データ管理システムに関する情報共有、データ共有の改善と国際標準の比較など）。

本パートナーシップの「サイバーレジリエンスの向上」の項目 vi において、日英関係省庁は、データセンター及びクラウドを含むデータ基盤のセキュリティ及びレジリエンスについても関与する。

第三の柱：デジタル規制及び標準

オンラインセーフティ

- a. 日英関係省庁は、ユーザー（特に子ども）の保護を助け、違法コンテンツに取り組むオンライン安全性へのリスクベースのシステムとプロセスアプローチを採用し提唱するために緊密に協力する。

オンライン安全性に関する今後のいかなる措置も、言論の自由を含む基本的人権を保護し維持するバランスのとれたアプローチを促進することが肝要である。

- b. 日英関係省庁は、規制のための取組に関する対話及び協力の増進を通じて、安全で包摂的なオンライン環境の創出に努める。
日英関係省庁は、国境を越えた連携を支援するために、提案された規制の変更に関するベストプラクティスと情報を積極的に共有することを検討する。
- c. 特に、日英関係省庁は、偽情報、メディア・リテラシー及び安全技術を含む特定の関心分野に一層深く関与する機会を探求することに努める。
- d. 適当な場合には、日英関係省庁は、オンライン安全性に対する規制上の取組みについての理解を支援し及び増進するため、研究計画について協力し及び共有する。

デジタル市場

- b. 本パートナーシップにより、日英関係省庁は、競争を促進し及びイノベーションを支援する必要がある。特に、
 - i. 日英関係省庁は、異なる政策アプローチについての理解を向上させるため、デジタル市場における競争を促進するための事例研究及び最良の慣行の例を含む情報を共有する。
 - ii. 日英関係省庁は、デジタル市場における競争を促進するための最良の方法についての調整を強化するため、既存の二国間の参加活動を公式化する。

デジタル技術標準

- a. デジタル技術標準は、デジタル技術の発展を支えるものであり、インターネット、電気通信、その他の確立された新しいデジタル技術の相互運用性に資する。それらの開発と展開は、市民と社会に現実世界における影響を与える。
- b. 2021年のG7閣僚宣言において、日英関係省庁は、デジタル技術標準の開発に対する業界主導の、包摂的な、マルチステークホルダーのアプローチに対する支持を再表明した。日英関係省庁は、共通の民主的価値に沿って標準が開発され、相互の繁栄に貢献することを確保するため、グローバルな標準化関連機関間の協力を強化することにコミットした。
- c. 日英関係省庁は、本パートナーシップを通じて、定期的な二国間の関与を確立し、情報を共有し、調整すべき分野を特定し、技術専門家間のつながりを確立し、共同のアプローチ及びイニシアティブの可能性について討議することにより、このコミットメントを強化する。
- d. 日英関係省庁は、産業界主導の、包摂的な、マルチステークホルダーのデジタル技術標準のエコシステムを支援するために、多様な利害関係者のイベント、英国AI標準ハブのような既存のイニシアティブ、及び関連

する標準開発会議との関連などを通じて、英国及び日本の産業界と他の関連する利害関係者との間の関与及びつながりを増大させる方法を探求する。

- e. 日英関係省庁は、同志国政府間の調整の重要性を認識して、デジタル技術基準連絡先グループのようなメカニズムを通じた多国間調整を支援し、及び改善するために協力することにコミットする。

インターネットガバナンス

- a. インターネットガバナンスは、インターネットの日々の運用を管理する現在のマルチステークホルダーの取り決めに関するものである。
- b. 日英関係省庁は、ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）におけるようなマルチステークホルダーの取決め及び地域インターネットレジストリを通じて管理される、開かれた、グローバルな及び相互運用可能なインターネットを維持する必要性を決定する。
- c. 日英関係省庁は、ICANNの政府諮問委員会（GAC）及び国連インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）を含む多国間及びマルチステークホルダーの会合における協力を強化する。
- d. 日英関係省庁は、日本が主催する2023年の国連IGFに向け協力することを期待する。同IGFは、世界情報社会サミット（WSIS）+20でのレビュープロセスを見据え、インプットを提供する上で重要である。
- e. 日英関係省庁は、特に開発のための科学技術に関する国連委員会及びITUにおけるような国際的なマルチステークホルダーガバナンスプロセスの促進において、他のインターネットガバナンス問題に関する協力を強化する。

第四の柱：デジタルトランスフォーメーション

デジタル政府の変革：

2022年10月31日に署名された英国政府デジタル・サービスと日本国デジタル庁との間のデジタル政府分野における協力に関する覚書に基づき、日英関係省庁は、次のことを行う。

- a. 日英関係省庁の取組を向上させるため相互に支援することを視野に、日英関係省庁は以下の分野の活動に焦点を当てて協力する。
 - i. ユーザー中心のデザイン及びデザインシステム
 - ii. デジタル調達にかかる改善
 - iii. デジタルスキルと能力
 - iv. デジタルガバナンス、標準化と確実な遂行
 - v. オンライン決済やメッセージプラットフォームなど汎用共有デジタル政府サービス
 - vi. テクノロジーとガバメントクラウド
- b. デジタル政府の変革と技術に対する伝統的アプローチの改革について、

情報、経験、教訓を交換する。

デジタル技術の恩恵を社会の隅々まで行き届かせる

- a. 日英関係省庁は、デジタル技術の利益が社会のすべての部分に及ぶことを確保する必要がある。これは、デジタルの採用を支援し、政府サービスへのデジタルアクセスを改善し、デジタル教育とスキルに投資し、デジタル技術がもたらす機会を地域経済と地方経済の成長とより良いつながりのために活用することを意味する。英国の Levelling Up アジェンダと我が国のデジタル田園都市国家構想との間には強い相乗効果がある。
- b. 新たなデジタル技術は、両国の教育制度及び創造的分野の双方を変革し、パートナーシップ及び共同生産のための新たな機会を提供している。

デジタル ID

- a. 日英関係省庁は、情報の交換、ベストプラクティスの共有及び標準の適合性を促進し、国際的な相互運用性を助長する枠組みに対する共通のアプローチについて討議する機会の探求を通じ、デジタル ID の問題について協力する。

日本国総務省

英国デジタル・文化・メディア・スポーツ省

総務大臣
松本 剛明

デジタル・文化・メディア・スポーツ大臣
ミシェル・ドネラン

日本国経済産業省

経済産業大臣
西村 康稔

日本国デジタル庁

デジタル大臣
河野 太郎